

さいたま市自治基本条例検討委員会  
第4回会議 市民部会検討の記録

日時	平成 22 年 10 月 13 日(水) 18:30 ~ 20:30
場所	浦和コミュニティセンター第15集会室
参加者 敬称略	(委員) 計10名 中津原 努 / 古屋 さおり / 伊藤 巖 / 内田 智 / 小野田 晃夫 / 栗原 保 / 小林 直太 / 細川 晴衣(以上、市民部会。) 福島 康仁 / 渡辺 初江(以上、議会・行政部会。) (欠席者:富沢 賢治 / 吉川 はる奈) (市民活動推進委員会) 計6名 澤井 安勇 / 大河戸 千鶴子 / 男澤 望 / 木村 通恵 / 鈴木 英善 / 中野 一恵 (事務局:さいたま市) 計7名 企画調整課副参事 高根 哲也 / 総合振興計画係長 柿沼 浩二 / 主査 大砂 武博 / 主任 高橋 格 市民生活部参事(兼)コミュニティ課長 倉林 克昌 / 市民活動支援室主査 織田 真 由美 / 主任 平井 貴夫 (地域総合計画研究所) 計1名 松岡 宏 (傍聴者) 0名
議題及び 公開又は 非公開の 別	市民活動推進委員会委員との意見交換 <span style="float: right;">[公開]</span>
配付資料	・次第 資料1 第3回意見交換会について 資料2 ニュースレター「さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより」 資料3 さいたま市自治基本条例のコンセプト(基本的な考え方) 資料4 テーマ別部会の検討テーマ
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1. 市民活動推進委員会との意見交換

(1) 市民活動推進委員会澤井委員長による概要説明

<平成 18 年 3 月の提言書の背景等>

- ・ 平成 18 年 3 月の提言書(「さいたま市における「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」に向けて)は、平成 16 年 8 月から 1 年半の審議を経て、市長あてに提出したものであり、さいたま市における今後の「市民活動の推進」と「市民と行政の協働」のあり方とその対応策について、さいたま市の望ましいまちづくりを進めるために提言したものである。
- ・ 市から検討を依頼された背景としては、平成 13 年 5 月の 3 市合併やその後の政令指定都市移行などによって、新しい都市が誕生したという状況下で、旧住民と新住民が混在しているという問題や「2007 年問題」といわれる団塊の世代が大挙して地域コミュニティに戻ってくるという問題が取り沙汰されていたこともあり、多様化の度合いを増す市民ニーズに対応した公共サービスの提供やまちづくりをどのように進めていったら良いかという課題に対し、「市民参加」と「協働」でまちづくりをより良いものしていきたいという行政側の意向があったと承知している。

- ・ 当時の委員会では、そのような状況の中で、市民活動を推進し、市民と行政の協働を進めることによって、従来は行政だけが担ってきた公共サービスの選択の幅を広げるとともに、質の向上も期待できるのではないかという議論を行った。
- ・ 「市民自治」という観点からも、地域課題の解決を行政任せにするのではなく、市民ができることは市民同士、又は地域コミュニティが積極的に参加して、より良い解決策を見付けていくことが好ましいと考えていた。
- ・ また、市民も公共の一員を担っていくという「新しい公共」という概念の下で、行政と市民がパートナーシップを組んで、一定の目標を達成していくことが市民自治の強化にも大変意義があるとの考えから、「協働」の考え方を1つの柱とした。
- ・ 市民活動を推進し、市民の行政参加や社会参加を高めていって、「新しい公共」に代表されるように、行政と市民がパートナーシップを組んで、まちづくりの一角を担っていくことが望ましいということが前提にある。

#### <市民活動及び協働の推進条例>

- ・ 提言では、以上のようなあるべき方向性を示した上で、その実現に向けて行政側の対応策を示した。
- ・ ひとつは、市民活動の推進や協働に関する取組をより強固なものにするために、関連の条例が必要ということを真っ先に提起した。
- ・ また、市民活動の自主的、自律的、多様な活動を損なわない範囲で、財政支援（市民活動および協働の推進のための基金を想定したもの）など、行政側の支援が必要ということも提言した。
- ・ このような提言を踏まえて市が検討した結果、平成19年4月に市民活動及び協働の推進条例が制定されたと承知している。

#### <市民活動推進委員会の検討方法>

- ・ 提言までに1年半という長い時間をかけたが、提言書のスタイルや原案の作成も含めて、委員自らが検討を行ったことが特色と思っている。
- ・ 行政側がたたき台を作り、それを議論して修正するという一般的な方式ではなく、委員会の中に起草委員会をつくり、そこでたたき台を作成して検討を行った。

#### <平成22年6月の答申「区民会議・コミュニティ会議のあり方について」>

- ・ 平成22年6月の答申（区民会議・コミュニティ会議のあり方について）は、平成21年11月に清水市長から本市における区民会議やコミュニティ会議のあり方について諮問があり、答申したもの。
- ・ 区民会議やコミュニティ会議は、政令市に移行した平成15年4月に市が基本方針を策定し、設置されたという経緯があるが、行政区における市民と行政とのパートナーシップ的な関係の構築、市民参加による区政の推進をイメージしたものだろうと認識している。
- ・ 当時は政令市としてスタートしたばかりで、「市民参加」や「協働」に対する市のまとまった考えがない段階で発足したこともあり、区民会議、コミュニティ会議でも、各人が「市民参加」や「協働」という概念を異なるイメージで捉えていた状況であり、また市の基本方針でも「参加」と「協働」に対する考えが混在している状況にあったと感じている。
- ・ 区民会議については、行政と協議する場なのか、市民活動の主体として活動する場なのか、定義があいまいで、明確ではなかった。コミュニティ会議についても、市民

団体の集合の場というようなものであるが、「会議」という名称が付いているために、市民が集って会議を行う場ではないか、という捉え方もあった。

- ・ 区民会議やコミュニティ会議の性格付けや役割が、時間が経つにつれて曖昧になってきたとの指摘もあった。
- ・ そこで、平成 19 年に市民活動及び協働の推進条例が制定され、基本的な概念の定義がなされているので、一度そこに立ち返り、区民会議やコミュニティ会議のあり方、本来期待されている役割や性格付けを整理し、最終的には行政と市民が協議する場として区民会議を再編成し、コミュニティ会議は、市民活動団体のネットワークの場、活動をする場として、明確に分けて位置付けることにした。
- ・ こうして、協議の場と活動の場を有機的な関係を持たせながら、一方で役割や性格はできるだけ明確に分けるという考え方で答申している。
- ・ また、各区の独自性や裁量性を高めて、柔軟で自由度のある区政を実現するためには、区役所機能と区長権限の強化が望ましいと考えている。そのことによって市民の参加と協働による区政運営を実現することや各区の特徴を出し、独自性を活かしたまちづくりを進める上でも、区役所機能の強化や区長権限の強化が望ましいと答申した。
- ・ 市民自治の確立という意味では、平成 18 年の提言も平成 22 年の答申も同じ考え方の下で議論してきたと考えている。

## (2)意見交換

<平成 18 年の提言から市民活動及び協働の推進条例に至るまで>

中津原部会長

- ・ 平成 18 年の提言は先進的ですが、この提言が十分に条例に活かされたのか、活かされなかったのか、どのように感じているのか。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ 私たちの提言を受けて条例化したのは市の当局であり、内輪の話は承知していないが、基本的な要素は条例に入っていると思っている。
- ・ 提言の 7 ページでは、「補完性の原則」という考え方に触れているが、市民自治の議論をしていけば、補完性の原理に触れざるを得なくなる。つまり、地域コミュニティの役割を重視することも当然あるし、それを支えるのが市民自治であり、また市民活動であるということだろう。補完性の原理については、自治基本条例のテリトリーになると思う。
- ・ 提言の 17 ページに出てくる「新しい公共」については、私たちの提言に基づいて、条例の概念として組み込まれていると考えている。
- ・ 1 年半にわたる議論の中で、このようにならかなり幅広く議論したが、当然、条例の守備範囲の関係で、全部が全部そこへ入っているということにはならない。むしろ自治基本条例というもう少し大きな土俵の中で、考えてもらわないといけないものも当然あるだろう。
- ・ 市民自治という一つのキーワードで、市民活動推進も、協働も、補完性の原理につながってくる。それをどの条例でさばくかは、行政側の裁量の問題と思う。
- ・ 市民活動に関する基本的な点は、条例にかなり入っていると評価している。

<協働について>

中津原部会長

- ・ 条例の 2 本柱のうち、市民活動の推進についてはかなりきちんと位置付けられ、

その後、実際の施策にも生かされ、実績が積み重ねられてきていると感じるが、一方の市民と行政の協働の促進については、これからの面が大きいのではないかと思うが、いかがか。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ フレームワークとしては、条例で一通りの協働の原則論は定義されており、第3条には基本原則がある。また、基本的な施策の中にこの提言が盛り込まれている。確かに協働については、個人の意見だが、やや理念先行の感じがある。
- ・ さいたま市ではかなり先駆的に、市民活動の推進に行政が取り組んでいると思うが、協働とは、行政と対等のパートナーである市民団体の両方が、同じような理解力、力量、責任能力があり、同じ目的を共有して、一つの事業にあたるということであるから、理念やフレームワークは設定しても、実際にそれがうまく働くかどうか、難しいところがある。
- ・ 行政側の意識がそこまで進んでいるのかという問題があるし、責任能力、事業能力等を持った市民団体がたくさん育っているかという問題が、現実としてある。
- ・ 不十分な印象を受けるのは、協働の動きがたくさん湧き出てきていないからであり、まちづくりが行政と市民団体の協働によってどんどん動いていくという、目に見えるかたちのところまでは、まだ高まっていない。
- ・ 方向性やフレームワークの基本はできているので、ベースになる市民参加や市民活動の部分を活性化していく環境づくりがいるだろう。
- ・ 別途、行政側で議論されたソーシャルキャピタルづくりなども、そこを意識して進めているが、成果が花開くには、もうちょっと時間がかかるのではないか。

中津原部会長

- ・ 協働は、市民側にも行政側にも、それぞれ課題がある。両方が相まっていないと協働にならない。

#### <協働モデル事業とマッチングファンド>

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ マッチングファンドの最初の段階は、応募事例が大変少なかった。まだよく知られていない部分もあるし、どうしても参加団体が限られてしまう。選別するのに迷うほど出てくれば良いが、応募自体が少ない状況もある。

中津原部会長

- ・ 市民側で協働しようと言っても、行政のほうは協働したくないと言えば、協働にはならないこともあるのではないか。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ お互いが同じ方向でやりましょうという話でなければ、協働はうまくいかない。そこはまちづくりの課題でもあり、市民自治の課題でもあると思う。

中津原部会長

- ・ 実績や経験を積んでいかなければ、協働は達成されることはないと思う。そうはいても、それを少し手助けする仕掛、基本的な仕組みみたいなものが、この自治基本条例の中に何かできないか、漠然とそう思っている。

中野委員(市民活動推進委員会)

- ・ マッチングファンドの周知を始めてから、市民団体が応募するまでの時間は2カ月ほどしかなく、マッチングファンドの概念に沿った提案は、ほとんどなかった。
- ・ また、働く人の労働力を市民側で提供し、それを金額に換算するという考え方は、

自立して活動している団体にとって、自分たちがやりたい活動をするときに自分たちの活動をお金で測られることに対する抵抗が大きかったと思う。

- ・ 応募期間が短かったほか、マッチングファンドのネーミングが昨年まで募集していた協働のモデル事業とは必ずしもイコールではなく、どう変えたかという提示が少し足りなかったと思う。私の友人たちも何人かが提案しようと思いつつ、これは無理、方法もよくわからない、何年ファンドが使えるのかも不明ということであきらめた。
- ・ 協働に関しては、市民団体から協働の成果、著作権は誰のものかという問題提起があった。具体的に何か成果物ができあがったときに、作った側としては、成果を自分たちの次の活動につなげたいと思っても、それがさいたま市のものになっていると、印刷することも配布することもできない。その点はまだ整理されていない。
- ・ 制度ができ、実際に使い、不具合が出たときに、どの程度対応できるのか。役所の中の一セクションが、その条例を読み解いて対応する状況なので、市民団体側はどうしたらいいのか。さいたま市に成果を差し上げることは、特にかまわないと思うが、それを使って次のステップに行きたいときに使えないというのではちょっと困る。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ 最初の3年間は協働に関するモデル事業として、行政からの委託事業として構成していたので、当然、行政が責任を持って、協働で市民団体と一緒に作業しても、事業の成果物等は責任を負う市のものになるという時期があった。
- ・ 今のマッチングファンドは、もう一步ステップアップさせ、補助金にしてあるので、団体側の自主性が高まっている。しかも、市民団体側である程度ボランティアの人たちを動員すれば、その人たちの労働力をお金に換算し、同額が補助金として支払われる。このように、協働の仕組みとしてはステップアップした内容だが、できたばかりでもあり、まだ市側のPRが十分ではないということもある。
- ・ 他の多くの自治体は、委託事業で行っているところが多いと思うが、それでは対等の関係にはならない。市からの委託であると、最終的には上下関係が出てきてしまい、所有権の問題なども出てくる。
- ・ 本当に行政と市民が対等の立場で、同じ目的に向かって進んでいく仕組みを作るということは、なかなか難しい。地方自治法の制度的な問題もあり、財務関係の規定もあって、非常に道が狭い。でも、その中で少しずつ行政も努力している。

<まちづくりと地域コミュニティ>

古屋副部長

- ・ 提言の7ページでは、補完性の原則について「市民ができることは市民同士で解決し、市民同士でできないことは地域コミュニティとともに、地域コミュニティでできないことは行政とともに解決を図る」とあるが、その際の「地域コミュニティ」とは、どのようなものを意識して使っているのか。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ 具体的に統一して議論してはいないが、自治会をイメージして議論した人もいると思う。
- ・ 全市的な意味ではまず区と考える。区民会議とコミュニティ会議の見直し案の議論もあったように、さいたま市という大きな機構があって、その中で市民に一番身近な行政機構は区であるので、その区にある程度の裁量権があって、それからもう一段ブレークダウンしたかたちで、自治会などいろいろなものがある。例えば協働の事業などを、特定の自治会とNPOと一緒にやってやるという考え方もいいと思う。

- ・ そういうところを後押ししていけば、提言に書いてあるような方向でも議論にもなるだろう。いろいろパラエティがあると思うが、要は大きな器から少し身近なところへ、まちづくりの知識や権限、機能を落としこんでいきたい。

中津原部会長

- ・ まちづくりの関係だと、地域まちづくり協議会みたいなものを作って、一定の地域で地域の人たちが協力して、街の将来像や構想を考え、建築や開発、あるいは景観などの街のルールを考えて、それを最終的には公の規制として定めてやっていく。そういうことが、地域の中での時系列に発展していくことだと思う。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ まちづくり協議会のように、地域の人たちが集まって、NPOなども参加したかたちでも良いので地域のまちづくりを考えようと活動することが、私たちが今回答申したコミュニティ会議の新しいかたち。登録市民活動団体として登録していただいて、そこが区と一緒にになってまちづくりに関する協働事業をやる。そういうイメージもできるし、いろいろ可能性はあると思う。

中津原部会長

- ・ まちづくりの分野だけではなく、福祉の分野でも教育の分野でもできる。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ 私たちがまちづくりと言っているのは、要するにガバナンス全体を含むもので、いろいろな他の分野のことも含めている。広い意味のまちづくりである。

古屋副部会長

- ・ 地域コミュニティには自治会も入るということで良いか。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ その通りだが、自治会に限定する必要はない。自治会よりも広いエリアの人たちが、特定の地域のまちづくりをやりたいと集まって活動すれば、それも立派な市民活動団体。今度の新しいシステムで登録すれば、登録団体となり、行政との協働の資格も持つというイメージ。

#### <自治基本条例への期待>

木村委員(市民活動推進委員会)

- ・ 地域の中でいろいろな活動をやっていく中で、タウンミーティングなどを通して、先進市の事例を勉強する集まりを持ったが、その際に、「なぜいま自治基本条例が必要なのか。いままで60何年間を条例なしでやってきたのに、なぜなのか」との素朴な意見が出た。
- ・ 「さいたま市自治基本条例のコンセプト(基本的な考え方)」には、「地方自治の確立を図り」とあり、市民参加、協働が示されているが、地域の実態では、実際には市民の不参加ということも、地域の課題になっている。そうした中で、行政や議会が行ってきた自治を、本当は自分たち地域の住民自治に変えていかなければいけないと思っており、市民自治の意識の醸成が急務ではないかと思っている。この取り組みのプロセスをぜひ市民と共有していただくことと、意識を醸成していくという意味で、中間報告の意見交流の場としてフォーラムや広報、地域住民への出前勉強会などに取り組んでいただきたい。
- ・ 様々な市民活動団体、自治会、NPO、ボランティア団体などの位置付けを、条例に盛り込んでもらいたい。目覚めた方だけではなく、みんなが役割を担うという市民自治の実現に取り組んでもらいたい。そういったことから地域住民の位置づけも変わるし、もっと行動の広がった地域というものができるのではないか。

- ・ それには、やはり地域のゆるやかなネットワークが必要。地域の実態としては、サポートセンターやコミュニティセンターが遠い。公民館のあり方も考えていただきたい。行政が縦割りで管理するのではなく、住民の拠点、市民活動のよりどころとして開放するようお願いしたい。地域活動の拠点、よりどころが必要と感じている。
- ・ 住民投票も考えてもらいたいし、作った条例が、適正に施行されているかどうかを判断するオンブズマン的な制度も盛り込んでもらいたい。

中津原部会長

- ・ 公民館の話は、検討委員会でも出ている。行政の縦割りで市民が苦労していることもあるが、市民側はノウハウが不足しているので、両者をつなぐような組織や場として、公民館をもっと活用すべきという話も出ている。自治基本条例で具体的なことを書くことはできないかもしれないが、そういう方向を強化すべきとは思っている。

男澤委員(市民活動推進委員会)

- ・ 中央区だけでコミュニティ協議会が復活しており、ロータリークラブからボーイスカウトなど、百いくつもの団体が入り、網に集めている。ロータリークラブの企業関係からボーイスカウトの子どもまで、非常に大きな切り口がたくさんある。使い方によっては本当に地域コミュニティの核になる。市民団体がネットワークできる仕組みがあれば、リーダーがそれを上手く活用することしだいで、非常に活性化し、活躍が期待できるのではないかと。いろいろな区で上手い方法を入れていくと、おもしろいかなと思っている。

内田委員

- ・ 住民と議会の距離がものすごくあることが大きな問題だと思っている。議会がどういうふうに政策立案をしているのかもわからない。名古屋市でも阿久根市でもリコール問題が起き、住民投票というものに発展しようとしている。リコールや住民投票は、本来市民が発議を起こすもので、市民と議会がかけ離れていることが原因。自治基本条例では、住民が議会に参加するということを入れなければいけないのではないかとと思っている。

#### < 協働事業の成果 >

内田委員

- ・ 協働の問題として、成果は誰のものかという議論があったが、協働はボランティアでやることではないかと思っていたが、成果はお金になるということか。

澤井委員(市民活動推進委員会)

- ・ お金というのは、事業を行うコストをどこから出すかということ。マッチングファンドについては、市民も自分たちの自己資金なり労力を用いる。対等な立場から、それに見合った分を行政も補助金として出して、それで1 + 1は2という事業をやろうというのが、いまの仕組み。基本的に行政と市民が対等で、同一方向で事業を行うという協働原則に基づいた理論的な、純粋な仕組みになっている。
- ・ ただ、市民が自分たちの労力を持ち寄った部分、ボランティアの部分をお金に換算するので、そこがなかなか慣れないし、抵抗のある方もいると思う。周囲の労力もお金に換算して、その分を評価して、行政がお金を出すというかたちのもので、できた成果は両方で共有すれば良いということ。

中津原部会長

- ・ 実際に協働でやろうと思ったら、ボランティアではできないと思う。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ ボランティアでできる範囲もあるが、より大きな仕事をやろうとすれば、事業の仕組みを組んでやることになる。その代わり事業執行能力や責任能力が問われることになるので、しっかり見張ることが求められる。市民団体だから、ボランティアだからと、事業執行能力の責任を曖昧にする訳にはいかない。

内田委員

- ・ これまでの協働の成果として、どんな例があるか。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ いろいろなイベントのほか、福祉関係でマップづくりとか、お子さんをお持ちのお母さん方へのサービスのシステムを作るとか、ひきこもり児童をできるだけ前に向けさせるとか、いろいろと福祉関係、教育関係である。自然保護関係でもある。

#### < 区民会議・コミュニティ会議の新しいかたち >

中津原部会長

- ・ 行政がまだ気がついていない課題や市民のニーズがあって、それを真っ先に拾い出し、取り組んでいくのが、市民団体だったりする。市民の側にいるからこそ、いろいろな情報や課題を知り得て、それを取り上げて取り組んでいくことができるのではないかと。従来の行政の範囲では捉えきれなかったものを公共の場に持ち出して、みんなで取り組んでいくということではないか。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ まさにそれが、私たちが提言した新しい区民会議の主たる仕事だと考えている。市民だけではなく、地域の企業の方なども入るなど、そこは自由度があって良いと思っているが、その方たちがまちづくりについて日頃考えていることを、区政に投げかけ、区と対等の議論をし、区が行政の仕事として取り入れるものは取り入れる。政策化することも良いし、協働で取り組むということであれば、先ほどの登録された市民団体と行政が協働の事業を組んで行うことでも良い。そのような、地域課題を行政にぶつけ、協議する場を新しい区民会議の主たる仕事として想定している。
- ・ それを受けて行政側と地域の市民団体、自治会など、幅広い市民団体が一緒になって仕事をしたり、いくつかのグループになって取り組むことで、協働事業としてまちづくりの事業を構成する。それが、従来のコミュニティ会議の新しいかたちであるというイメージで提言している。

木村委員(市民活動推進委員会)

- ・ 動員や広報など、行政でなければできない分野というのがある。一方、地域でなければできないという分野もある。協働のかたちが広がって、地域の活性化につながるということは、如実に見えていると思うので、条例に関心を持ってもらうことで、地域力みたいなものが広がると良いと思う。そのためには、もう少し分かりやすく情報を共有できるような条例づくりを進めてもらいたい。

#### < 自治の主体の考え方 >

中津原部会長

- ・ 自治基本条例は、市民と議会と行政の三者が一体となった自治の推進のための条例であるので、市民側だけではなく、市民、議会、行政全部の意識改革とそれぞれの関係の構築という意味で、行政の方もこの条例づくりに積極的に参加することが必要だと思う。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ いま想定している担い手としての市民の中には、例えば地域の企業や大学など、



多様な主体も入ることになるのか。市民活動及び協働の推進条例では、「大学及び事業者の役割」として、できるだけ幅広く、市民活動に係る対象を選んでいる。

- ・ 自治基本条例では、都市のガバナンス全体の規範みたいなものを作ることになるので、都市活動全部の担い手が全て入らないと、狭い意味の市民と行政と議会だけでは、さいたま市の都市活動全部を担えない。できるだけさいたま市を支えているすべての担い手が入って、その人たちがそれぞれ一定の役割を持って、しかも協力的なネットワークを組んで、さいたま市のまちづくりを前に進めていく、自治基本条例策定のニーズとはそのようなものだと思う。市民と議会と行政ということだと、コンセプトとしては漏れが出ないか、気になる。

中津原部会長

- ・ 具体的な定義はまだ議論を尽くしていないが、もう少し広い意味で考えている。

#### < 協働の視点 >

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ 行政と市民、官と民の協働は、特にまちづくりなどの場合、これが協働を考える上での基本だと思うが、現実には、例えば自治会と非常に専門的なNPOがタイアップをしてまちづくりに取り組んだり、企業と市民団体がパートナーを組んで、例えば公共施設の指定管理を受けるなど、民と民の協働ということもある。
- ・ 協働の場合には地域協働、コミュニティパートナーシップという場合には官と民の協働が主体ではあるが、民と民の協働も含めて考える。どの形態でも、よりよいまちづくりをするために、社会貢献していく。そういう意味合いで、必ずしも行政が直接パートナーの一部に入っていない協働もあり得るので、そのような動きが非常に活発化してくれば、市民自治は当然高まるし、自治の高まりが出てくる。
- ・ 他の自治体の自治基本条例では、市長と市民との関係を書いて終わってしまうことが多いが、総合的なまちづくりへの貢献ということになると、漏れがないように、その地域にかかわりあいのあるすべての人が参加する。ないしはパートナーを組む。ネットワークを組む。そういう発想がいるような気がする。

男澤委員(市民活動推進委員会)

- ・ 実際に企業がいろいろな団体の福祉関係の事業に参加している事例がある。市の方で予算がない中でノーマライゼーション条例の宣伝を模索していた際に、企業側で全部提供して、市はノーマライゼーション条例の宣伝を、企業側は活動の宣伝と一緒にやったということがある。別に金を使わなくても、企業の中に行政が入ってきて、市が金を出さなくても民が金を出すという感じで、協働することはできる。CSRが叫ばれるなか、いろいろな会社がそれに取り組み始めてくると、企業を引っ張り込むことのできるのではないかと思っている。

#### < 情報公開等 >

鈴木委員(市民活動推進委員会)

- ・ この条例をつくる際には、情報公開という切り口をいろいろな角度で活用してもらいたい。例えば、審議会では公募委員を増やしている傾向にあるし、内容もどんどんオープンにしていく。特に情報公開が最も進んだ市にしようという方向で動いていると聞いているので、とても大事な点だと思う。
- ・ 行政の予算を情報公開していく中で、いわゆる談合的なものの決め方がだんだんなくなってきたり、また議会の中に市民が参加するという観点では、議場で活発な議論を導き出し、それをまた市民に公開することで、いいかげんなものの決め方は払拭されてくると思うので、自治基本条例を組み立てる中に、情報公開を大きな柱のキーワードにしてもらいたい。

#### 中野委員(市民活動推進委員会)

- ・ 私が委員会活動に参加したきっかけは、市民活動推進委員会の提言書を読んで、「すごく面白い取り組みを始めたな」と思い、この提言を受けて設置された「(仮称)さいたま市市民活動サポートセンター整備検討委員会市民ワークショップ」に応募したこと。この提言書は、地域コミュニティの活性化を実現させるために、自治会への加入率を伸ばしましょう、などと短絡的な書き方をしていないところが非常に良い。多様な市民がいて、いろいろな活力があり、それをうまく包み込むかたちにして、その中から何か生まれてくる、そういう書き振りがとても良い。また、じっくり読むと、「本当に多様な人が多様な意見を言ったのだな」ということが見えてくる。名前と肩書きだけでなく、各委員の“つぶやき”がそのまま掲載されているので、どんな人たちが何を考えて提案したのかも見えてくる。「見えること」が大切で、誰が何を考えたかが分かることで、提言に込めた思いが伝わってくる。

#### <市民のネットワーク、市民の人材育成の仕組みをどう作るか>

#### 鈴木委員(市民活動推進委員会)

- ・ 行政と対等な市民のパートナーシップとは言っても、行政と市民が対等ということとはなかなか難しいと実感している。行政には大量の情報があり、人もいて、資金もある。市民は、ボランティア活動や自治会の活動などで活動しても、調査能力や情報量、ノウハウなどが行政と比較すると非常に少ない。
- ・ そこで大事になってくるのは、市民活動団体同士やそこに普通の市民も加わったネットワーク。そのネットワークで行政サービスの補完的なこともできるし、行政がなかなか気づかない点を自分たちで調査し、提言をすることもできる。
- ・ 市民同士、市民活動団体同士のネットワークをつくり、育てていくことがとても大事で、それによって行政との本当の意味での協働が成り立つのではないかと思う。市民側はそのことを意識するとともに、自治基本条例でも、市民を育てる視点を入れてほしい。

#### 中津原部会長

- ・ 市民側が卑下する必要はないと思う。市民の方が知っていることもいっぱいある。行政は、専門職とはいっても、人事異動もある。必ずしも市民と行政の非対称が決定的にあるとは思えないほうが良いと思う。
- ・ 市民同士のいろいろなネットワークの場も必要だし、市民、企業も含めて、広い市民と行政との協働の場を作ることが、大事だと思う。場を作って、話をすると、お互いに持っている情報を交換しあい、情報を共有できる。それでより積極的なアイデアや広い意味での政策が生まれてくる可能性があると思う。そういう場を作るということを自治基本条例の中に盛り込めないかと思っている。やってみなければわからない面もあるが、一緒に考える場として何かできないか。課題があった場合に、それを中心にして一緒に考える場を作るべきであるということ、条例の中に入れられればと思っている。

#### 木村委員(市民活動推進委員会)

- ・ 様々な分野で市民が様々な活動しているが、それが意外と見えない。そのような様々な活動を吸収して発信できるようなシステムができないか。自治基本というからは、市民がいかに協働で、行政と上手くマッチングしてやっていけるかということに意味がある。市民を中心と考える自治基本条例では、行政と市民をどう結びつけていくかが課題と思う。

#### 澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ つながりとかネットワークというのは、条例ではなかなか書きづらいところがある。私たちの中でも議論があったが、条例では表現しにくい部分だと思う。自分の

地域のことは自分たちで考え、積極的に参加し、行政活動や社会活動に参加していく、そういう参加意識をまず市民一人ひとりが持つことが基本だと思うが、市民一人ひとりバラバラでは、大したことはできない。

- ・ 協働の定義もそうになっているが、市民が自主的に集まったいわゆる市民団体を作ってはじめて社会的な力を持ちうる。特に協働というのは、行政と市民の団体とのパートナーシップを指すのだから、協働をどんどん広げていくためには、幅広い市民団体が育成されていかないといけない。
- ・ ただ、市民意識の醸成や市民団体の育成とは書きにくい部分でもある。誰かに育てられるものではなく、市民が自分の自覚の中で発展していかないといけない部分である。
- ・ しかし、基本は一人ひとりが自覚した自立的な市民が意識を持って、そういう人たちが多様な組織、自主的な市民団体がいろいろと出てきて、そういうものにみんながたくさん参加しながら、まちづくりの活動を高めていく。できるだけそれがネットワークとなっていくという感じではないか。バラバラではやはり力が弱い。
- ・ ネットワークの相手方は市民団体同士、行政、企業でも良い。いろいろなネットワークやパートナーシップ関係が育てば育つほど、市民自治は豊かになるし、膨らんでいく。それが表現してもらえると非常に良いものができるのではないか。

中津原部会長

- ・ 市民活動団体の育成、活発化は、市民活動及び協働の推進条例に入っているのではないか。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ 理念や方向性としては、いろいろなところに出ている。ただ、具体的な仕組みとして、場づくりが一つは必要ではないかと思っていて、新しい区民会議や市民活動ネットワークというものは、実は場づくりの一つであって、現時点でのわれわれの結論ということになる。そして、それを行政側でバックアップするような協働のための基金という位置付けになるのではないか。
- ・ あとは自治基本条例等でも、育てる仕組みなり、方向付けがなされていけば、少しずつ強くなっていくと思う。ただ、市民の自主性にかかわる部分を、行政の条例で書き込むということは、ある意味では市民の活動を縛ることになるので、なかなか難しい。自主性の尊重がわれわれの提言の基本になっている。
- ・ 自主性の尊重が基本でも、自主性と言っているだけで、どんどん育っていくかという、現状としてはなかなか難しいものがある。これからのまちづくりが市民の参加や市民団体の協働なくしては、前に進まないという意識を行政や議会が持てば、何らかの仕組みづくりがいるのではないか。

木村委員(市民活動推進委員会)

- ・ 区民会議で、区民の意識調査を実施したところ、64%の方が何か社会貢献をしながら生きがいを地域の中で見つけていきたいというデータが出たことがあった。また、生涯学習の相談ボランティアもしているが、やはり団塊の世代を超えた人たちが、何か役には立ちたいけれども、働いているときには、時間がなく、場づくりも仲間づくりもできない。そういう意味で、企業への働きかけはいかがか。
- ・ 自治基本条例ができることで、仕事とともにオーバーラップしながら、地域活動や地域の育ちあい、支えあう人づくりの輪の中に入れていけるように、条例の中で企業にそういったものに取り組むことを投げかけてはどうか。企業と自治会と地域住民とが一緒に話し合うといった場があったら、地域がどんどん良くなるし、いわゆる市民自治が実現していくのではないか。
- ・ 団塊世代の方たちが地域活動をしていきたいという時の組織のシステム化は行政

の仕事ではないか。何かしたいのだけれども、どうしていいのかわからないという方が、まだまだ地域にはいっぱいいる。地域のリソース、人材の掘り起こしなども行って、自治基本条例をきっかけに市民自治の考え方が広まれば良いと思っている。

中津原部会長

- ・ 行政だけではなく、市民側からも支援の仕組み、市民のバラバラな力を一緒に集めて、みんなで考える、そのサポートする仕組みは必要だと思う。それが自治基本条例に十分反映できるか分からないが。

#### <自治基本条例と「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」との関係>

中津原部会長

- ・ 市民活動及び協働の推進条例は、内容の拡充や改訂などはあるのか。自治基本条例が制定された場合、自治基本条例との関係において、市民活動及び協働の推進条例を拡充していくようなことはあり得るのではないかと思うが、どうか。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ 自治基本条例の姿がもう少し見えないと軽々には言えないが、かなり重なる部分があるので、重なっている部分をどのように整理していくか、拡充していくか、という問題はあると思う。同じような概念や取り組み、方向付けを二つの条例で書く必要はないと思う。
- ・ 重なりは必要最小限にして、それぞれ必要な部分を膨らませたほうが良いという考えもあるかもしれない。極端な場合、自治基本条例が汎用的で非常に幅広いエリアをカバーするものであれば、理論的には市民活動及び協働の推進条例を吸収することもありうると思うが、どこまでカバーして書けるかということだと思う。
- ・ 特に、コンセプトには、自治基本条例は「課題解決の羅針盤」とある。課題解決の仕組みやそのやり方をガバナンスというが、ガバナンスの羅針盤、さいたま市としての都市経営の基本的な考え方ということの中で、市民自治や市民活動についてどこまで書くかということによると思う。先にできた条例の主要な部分を全部取り込んでしまうということは一つの考え方だが、バランスの問題があるし、市民だけを書くわけにはいかない。

#### <自治基本条例と区民会議・コミュニティ会議に関する答申との関係>

中津原部会長

- ・ 区民会議・コミュニティ会議に関する答申の中身を自治基本条例の中に位置付けるべきところは位置付ける必要があるのではないかと考えている。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ 区民会議は、まさに区政のあり方を示しているもので、市民に一番近いところで、市民と区行政が非常に密接な協議をし合って、課題を抽出し、一緒になって考えていくという方向付けをしてある。例えば区の独自性や裁量性の問題、独自性の発揮や裁量権を強めるというような問題も含むだろうし、区レベルで市民との協議、関係を密接にしていこうという考え方は、何らかのかたちで表現してもらえないかと期待している。

中津原部会長

- ・ いままでの区民会議を協議の場と活動の場に分けるは、正しいと感じているが、協議の場としての区民会議が協議し、提言などしたものが、どう生かされるのか、それが区民会議に参加した方の不安、疑問だったと思う。そこは、自治基本条例の中で位置付ける必要があるのではないかと考えている。もちろん区議会ではないので、区民会議で決まったことを必ずしもそのとおり実行しなければいけないということにはならないと思うが、実行できるものとできないものをきちんと応答すること

などは想定できるのではないか。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ その部分は答申に盛り込んだつもり。

中津原部会長

- ・ 答申を受けて、自治基本条例で規定することはできるのではないか。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ 区民会議における協議結果をできるだけ行政に汲み上げていく方向性を表現してもらえれば良いと思う。あまりきっちりとは書けないと思うが、市民自治ということを標榜する以上は必要なことではないか。
- ・ 市民が自分たちの身の回りのまちづくりについて関心を持ち、それについて積極的に参加し、発言し、行動を起こしていく。そういうものを深めるためには、いろいろな意味で行政側のほうの仕組みづくりがいる。
- ・ 今年の5月に発足した英国のキャメロン政権では、Big Society Policy というものを打ち出しており、地域コミュニティの強化を一つの柱としてうたっている。コミュニティ単位に、例えば都市計画の権限を強化する、もう一つはコミュニティ活動に市民が参加できるように、いろいろな場を作る。例えばBig Society Day という日というのを設けて、様々なボランティア活動をやったり、イベントに参加したりする。また、地域の企業のフィランソロピー(奉仕活動など)やメセナ(文化・芸術活動など)、企業のCSR活動に対する何らかの支援、それからボランティア活動の支援、さらには16歳にきちんとした市民教育をしている。日本でいえば、地方自治の話を中心に教育する時間を持つ。教育現場を知っているわけではないが、本当に教育現場で地方自治のことをどこまで教えているのか。さいたま市の話や自治の仕組みの話、一定の年齢の子どもたちにもする必要があると思う。
- ・ 英国との類推でいえば、市民自治や地方自治について、そのように非常に基礎的なところから、かなり幅広い範囲で、様々なきっかけを作ってあげる。これは条例そのものの話というよりは、条例に根拠を置いた具体的なポリシーの問題だと思うが、そういうことも必要だなという感じがする。
- ・ ヨーロッパなどに比べて、日本の場合には市民活動や地方自治での国民的盛り上がりというのがない。どうしてもみんな頭で考えてしまう。そこで終わってしまうことが多い。せっかく自治基本条例が制定されることになれば、できるだけ身近なところで自治を考えたり、身近なところで市民活動の意義を考えたりという場を、いろいろなかたちで展開していく。そういう考え方をきちんと打ち立てていけば、これは非常にユニークなものになると思う。
- ・ 新住民と旧住民のギャップは、市民自治という言葉、さいたま市に対する愛着やまちづくりという一点で、共有することが可能になる。それができていけば、さいたま市の市民自治も地に足がついたものになると思う。その中で、様々な団体も育ち、協働もうまく動いていくのではないかという感じもする。

中津原部会長

- ・ 先鋭的な活動をしている人が浮き上がっているようなところも、なくはない。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ 人の問題は、高めていく努力がいるような気がする。

<まとめ>

福島委員長

- ・ 大変参考になるお話を聞かせていただいた。私が感じたことを特に3点に絞ると、

まず団体自治から市民自治の確立というのがあって、それが重要な流れである。それには協働というものがかかわっているという話だったと思う。そして2点目として、その協働のレベルもあって、民・民協働もあれば、官・民協働もある。それから行政の中に取り込まれる協働というのものもある。協働にもいろいろな種類があることが理解できた。3点目としては、特に仕組みづくりのところで私が理解したのは、都市内分権というののがかなり重要なのではないか。その都市内分権にも二つのレベルがあって、一つは行政内での都市内分権、つまり区にどんどん権限を落としていくという都市内分権があって、もう一方は都市内で行政から民へ分権をしていく。協働にはそういう流れが必要ではないか。そういう話をされていたのではないかとと思う。

- ・ それには特にハードとソフト面の管理が必要で、ハード面ではいわゆる場の設定、例えば公民館とか、市民活動の拠点が必要だという話だと理解した。ソフト面では、ネットワークを行政が整備していくという話と、人づくりという話もあり、人づくりが非常に重要であると理解した。特に団塊の世代がどんどん増えてきているということで、新しい住民、いわゆるさいたま都民をさいたま市民にする、職場から地域に戻ってきていただく。そういう努力が必要だという話だと理解した。
- ・ その整備を行政がやらなければならない。積極的にやるような仕組みが必要ではないかと理解した。つまり市民団体の醸成や市民意識の醸成を自然に任せていたら、難しいので、環境整備をするのは行政やその周辺の何かが制御していかなければならないのではないかと考えた。

澤井委員長(市民活動推進委員会)

- ・ 特に最後の点は、現在及びこれからの社会が一種のネットワークガバナンスといわれるように、市民でもいろいろな団体があるし、行政、それこそ企業と、いろいろな地域社会の担い手が密接な関係を持ってその地域を運営している。そういう中で、一人ひとりがバラバラではなくて、協力しあう関係をどのように作っていくか。一種のコーディネート、調整をする。
- ・ 一昔前、二昔前は、行政が地域全体に責任をすべて持って、自前で様々なサービスをし、自前でまちづくりもした、行政が一手販売でやっていた時代もあった。それが様々な協働のかたちをとったり、民営移管のかたちをとったり、これからの都市経営における行政の役割は、非常にコーディネート的な機能が強くなると思う。
- ・ 市民活動団体と行政の関係、他の団体とのネットワークづくり、その活動の調整などは、行政がリーダーシップを取ってやっていただく。それはどんな時代になっても必要で、それに徹する部分はあるだろう。自分で何でもやるのではなくて、市民団体に任せるのがよりきめ細かい行政ができるところは任せる。民間企業に任せたいところがいいところは任せる。そういう中で、全体としてそれがバラバラにならないようにコーディネートしていく、調整するという役割を行政が取っていただく。
- ・ 市民自治におけるそういう調整役的な仕事は、行政が非常に重要な役割になるのではないかと考えている。

中津原部会長

- ・ この後、年内をかけてまとめをして、年明けには第1次骨子みたいなものができると思うので、またその後の段階で意見をもらえる場を作れたらと思っているので、その際にはまたお願いしたい。

以上